役員の報酬規程

(目 的)

第１条 この規程は、特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ（以下「この法人」という。）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第２条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

（補 足）

第３条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第４条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規定は、2020年 １月 ７日から施行する。（2020 年 1月 ７ 日理事会決議）